## 今年の年末調整 改訂された様式をご紹介いたします

令和2年の年末調整の様式は、一見複雑そうですが、書く項目は限られています。 下記にポイントをまとめました。 また国税庁サイトもご覧ください。 www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm#a001

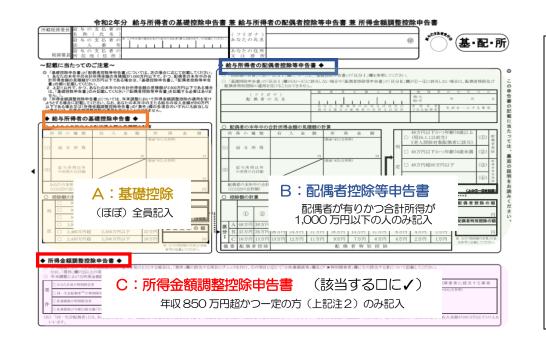
#### 1 改正様式 「マル基配所」が登場 (昨年の配偶者控除等申告書のバージョンアップ版)

新たな様式と、改正内容の対応及び内容は次の表のとおりです。

令和2年以降様式	改正内容	備考		
(1) R3 年扶養控 除等申告書 (マル扶)	① 寡婦控除の 改正	「ひとり親」が今年の年末調整から適用になる。 次ページ4参照		
(2) 基礎控除申告書 兼配偶者控除等 申告書 兼所得金額調整 控除申告書 (マル基配所)	② 給与所得控除の 引下げ	昨年度と比べて、年収 850 万円まではど の段階でも控除額は 10 万円減少。 1千万円まで段階的に同 25 万円減少。 所得の		
	<ul><li>③ 基礎控除の 引き上げ(高額所得 者は引き下げ)</li></ul>	基礎控除は 10 万円増。 ただし合計所得 2400 万円超から低下して 2500 万円超はゼロとなる。 (注1)		
	④ 所得金額の 調整控除	主たる給与が年収850万円超かつ一定の方(注2)のみ記入する。 該当すれば、年収1000万円まで前年度と所得の増減なし。 所得金額調整控除 = ( 給与収入金額(※) - 850万円 ) × 10% ※1,000万円超の場合1,000万円		
	⑤ 電子化	(前月の事務所通信を参照ください)		
(3)保険料控除申告書(マル保) は変更はありません。				

- (注1) 給与所得者の場合は増減なし。 一方で個人事業者は、基礎控除の引き上げのみが適用になるため、 年間所得 2400 万円以下の個人事業者にとっては減税となります。
- (注2) 本人もしくは扶養者が特別障害者、または23歳未満の扶養者がいる方が対象者となります。

#### 2「マル基配所」の3つのパート 該当するところだけ記入(迷ったら出す)



#### A:基礎控除申告書

見積所得 2500 万円以下 の方は記入する

#### B:配偶者控除等申告書

本人と配偶者の見積所得 額の組合せから配偶者控除 等の額を記入する

## C:所得金額調整控除申 告書

計算する欄は無いが、計 算結果の控除額を、Aの本 人の所得金額から控除する (次ページ注3参照)

### 3「マル基配所」に記入する所得金額の計算方法

書面で提出する場合、ここが一番悩みそうなところですが、表に従って計算すれば大丈夫です。

基礎控除申告書(A:本人分)

配偶者控除等申告書	(B	· 配偶者分)
心间沿江灰开中口言	\ L	. 868787177

	収入金額	所得金額
給与所得	(当社 + 他からの 給与の合計見込= 下表の (a))	下表で計算 (注3)
給与所得以外の 所得の合計額		(注4)

収入金額	所得金額
(当社 + 他からの給 与の合計見込=下表の (a))	下表で計算
	(注4)

(注3) 所得調整控除がある場合、下表で計算した所得から、所得調整額を控除した金額を記入します(本人のみ)。

(注4) 公的年金等がある場合は、ここに含めます。 なお、源泉分離課税で納税が完結するものや、確定申告しないことを選択した所得は含める必要はありません。

給与所得の収入金額(a)		給与所得(給与所得の「所得金額」欄に記載)	
1円~	550,999 円以下	0円	
551,000 円~	1,618,999 円以下	(a) — 550,000円	] ⊦ ※
1,619,000 円~	1,619,999 円以下	1,069,000 円	よ* く
1,620,000 円~	1,621,999 円以下	1,070,000 円	どこに数
1,622,000 円~	1,623,999 円以下	1,072,000 円	態に
1,624,000 円~	1,627,999 円以下	1,074,000 円	
1,628,000 円~	1,799,999 円以下	(a)÷4(千円未満切捨)×2.4 + 100,000円	だ当せ
1,800,000 円~	3,599,999 円以下	(a)÷4(千円未満切捨)×2.8 — 80,000円	/ご確認ください。
3,600,000 円~	6,599,999 円以下	(a)÷4(千円未満切捨)×3.2 - 440,000円	。か
6,600,000 円~	8,499,999 円以下	(a)×0.9 — 1,100,000円	
8,500,000 円~		(a) — 1,950,000円	

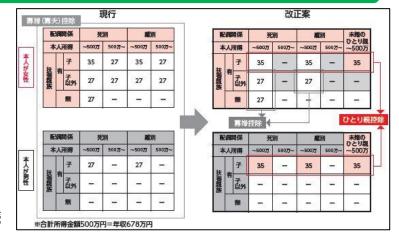
# 4 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し



## 令和2年の年末調整から、未婚

のひとり親にも右表のとおり、所得控除が適用されます。また男女の間で扱いが異なっていた点も改正されます(源泉徴収に反映されるのは令和3年からです)。

- ①離婚歴や性別にかかわらず、生計を同じと する子(総所得金額等が48万円以下)を 有する単身者について、同一の「ひとり親 控除」(控除額35万円)としました。
- ②上記以外の寡婦(女性)については、引き続き**寡婦控除**として、扶養する子がいなくても27万円が控除できるようになりました。



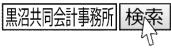
出展:財務省「令和2年度税制改正(案)のポイント」(令和2年1月)

→ 記入方法は、令和3年分扶養控除等申告書の場合、該当する□に✔をつけます。

#### @10月の予定

- 10/12・9月分源泉所得税
  - ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 11/2・8月決算法人の確定申告
  - ・2,5,11 月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日





発行元/黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅篭町 3-1-4 食糧会館 3 階 TEL 023-624-3519/FAX 023-624-3662/URL http://kuronuma-ac.jp/E-Mail info@kuronuma-ac.jp